

**相談者（Aさん）** 今年の一〇月に町の教育委員会の係長になりました。はじめの問題は昨年先生の書かれたこの連載でかなり理解できましたが、今回はそれ以外の学校事故が起きた場合の自治体の法的責任等について教えてください。

**弁護士** 学校事故が起きた場合には、基本的に国家賠償法によって自治体の法的責任が判断されます。国家賠償法的一条と二条が責任の根拠規定になりますので、次に二つの条文の要件を書いてみます。

一条……公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき

二条……道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたとき

**Aさん** 法律の条文は抽象的ですし、難解な言葉もあって解りにくいですね。一条と二条の守備範囲はどのようになっているのですか。

**弁護士** 極めて単純化すると、公務員の違法な行為という人的な要因に基づく場合は一条、公の営造物という物的な要因に基づく場合は二条がそれぞれの守備範囲だと説明すれば解りやすいでしょうか。

**Aさん** イメージは解りました。一条の中にある「公権力の行使」とはどのように考えら

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第92回

# 学校事故をめぐる法的問題 1

れているのですか。

**弁護士** 「公権力の行使」は、従来は権力的作用によるものだけが対象となることを前提として、学校教育は公的な学校の場合と、私立学校の場合とで内容が変わらない非権力的作用なので、国家賠償法一条の適用はないという考え方も有力でした。しかしながら、現

在の裁判例は公権力の行使を広く捉える広義説を採用しており、最高裁も、公権力の行使には、公立学校における教師の教育活動も含まれると判示しています（最高裁昭和六二年二月六日判決）。

**Aさん** 「職務を行うについて」も広く捉えたり、狭く解釈することもできるような感じがしますが。

**弁護士** これについては、最高裁は、客観的・外形的にみて社会通念上職務の範囲内に属する場合には、主観的な意図を問わずに要件を満たすという解釈を採用しています。金に困っていた警察官が非番の日に、制服・制帽を着用して職務執行を装って市民に接近し、当人を射殺して、金を奪って逃走したという事案についても、自治体の責任を認めました（最高裁昭和三二年一月三〇日判決）。

**Aさん** 学校事故についても、同じような裁判例がありますか。

**弁護士** 町立小学校の教諭が、教え子の児童に対して繰り返し猥褻な行為を行った上、「学校のことでは話がある」と海岸に誘い出して、絞殺したというショッキングな案件について、裁判所は、教育活動という職務行為の外形の中にあつたと判断して、自治体の責任を認めました（広島地裁呉支部平成五年三月一九日判決）。

**Aさん** 今の二つの判決は、公務員の殺人に

ついで職務行為と認めたことになるのですか。

**弁護士** 現実に殺人が職務行為だと認めたのではなく、職務行為としての客観的外形の存する行為によって、もたらされた被害については、行政の責任を認めて被害者を救済しようという意図による解釈だと考えられます。

**Aさん** この二つの事件のような場合には、殺人を犯した警察官、教諭の個人に対して損害賠償を求めることも可能なのでしょうか。

**弁護士** 国家賠償法に基づいて、行政が損害賠償の責任を負う場合には、公務員個人は損害賠償責任を負わないというのが、確定した裁判例です（最高裁判昭和五三年一〇月二〇日判決）。その根拠としては、行政は完全な賠償能力を持っているので、行政の責任がある以上被害者の救済には十分ですし、損害賠償制度の目的は損害の填補にあり、加害者に制裁を加えることには無い以上、報復的な賠償責任を認めるのは妥当ではない等が言われています。もともと、この二つの事件のように故意による殺人等の場合に個人責任を追及できないとすることには、被害感情の面から批判する見解も見られます。

**Aさん** 同様に一条の要件である「故意又は過失」と「違法性」も議論があるのでしょいか。  
**弁護士** まさに、その二つが個別的な事件においては最大の争点になるケースが多いので



す。これについては、次回以降に具体的な裁判例の紹介とともに説明しましょう。

**Aさん** 次は二条ですが、「公の営造物の設置又は管理の瑕疵」の「公の営造物」の意味も難しそうです。

**弁護士** 「公の営造物」とは、一般的には国又は公共団体が特定の公の目的に供する有体物及び物的設備をいうとされています。この有体物の概念はかなり広く解釈されており、例えば学説の中には、警察犬もそれに該当す

るといふ説も唱えられているくらいです。このように広く解釈される理由としては、二条は「瑕疵」という客観的な原因があれば損害賠償を認めるといふ「無過失責任」を採用したものであり、被害者の救済のためには二条の要件を広くすべきだという価値判断があったようです。しかしながら、二条は「設置又は管理の瑕疵」という文言になっていて、客観的なものだけではなく、予見可能性等の主観的な側面を併せ持つことが想定されており、単純に一条は無過失責任だと捉えることはできないという批判的な立場から、解釈の枠を超えた拡大解釈は行きすぎであるという主張もなされています。「設置又は管理の瑕疵」についても、次回以降、具体的な裁判例の紹介とともに説明しましょう。

**Aさん** 学校事故の場合発生原因としてはどのような営造物が多いのですか。

**弁護士** 特徴的に多いのは運動用の施設です。プール、テニスコート、サッカーゴール、テニス用審判台等の裁判例が有名です。次回に具体例を見ていきましょう。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員